岡山地区協議会会計基準

（会　費）

１．会費は、団毎に年間10,000円とする。ただし、令和２年度は、徴収しない。

（弔電等）

２．岡山地区協議会の構成員（団委員長、隊長、運営役員）が逝去した時には、団より報告を受けて岡山地区協議会が弔電を送ることができる。

（見舞金等）

３．見舞金等を支払うことが適当であると運営委員会で決定された場合は、見舞金等を支払う。

（派遣補助）

４．全国大会規模以上の行事に参加するスカウト・指導者・大会関係者（以下「スカウト等」とする。）に対して岡山地区協議会は１人当たり10,000円を上限として補助する。補助する金額は、岡山地区協議会運営委員で決定する。

付則

この会計基準は、令和２年４月１日から施行する。

付則

この会計基準は、令和４年５月２６日から施行する。